調停に関するシンガポール条約

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

UNCITRALからシンガポールへ

Arb-Med-Arbが手続上の工夫によって埋めた空白を正面から解消するには、条約が必要でした。国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law、UNCITRAL）は、2018年6月25日、調停による国際的な和解合意の執行に関する条約の条文を確定しました。[1] 国連総会は2018年12月20日、決議73/198により「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation）を採択し、同条約を「調停に関するシンガポール条約」（Singapore Convention on Mediation）と呼ぶことに合意しました。[2] この名称は、交渉においてシンガポール代表団が果たした役割を称えたものです。

2019年8月7日の署名式は外交上の成功でした。初日だけで、米国と中国を含む46か国が署名しました。シンガポールは2020年2月25日、フィジーと同じ日に批准書を寄託しました。2020年3月12日にカタールがこれに続いたことで、発効に必要な3か国の批准がそろいました。条約はその6か月後の2020年9月12日に発効しました。[3]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

条約の仕組み

本条約は、調停の結果として成立し、国際的な商事紛争を解決する書面による和解合意に適用されます。消費者が個人、家族または家庭の目的で締結した合意や、家族法、相続法または労働法に関する合意は除外されます。また、すでに判決または仲裁判断として執行可能な和解も除外されており、ニューヨーク条約、2005年の管轄合意に関するハーグ条約、2019年の判決に関するハーグ条約との重複が避けられています。[4] したがって、Lit-Med-Litプロトコルに基づいて成立し裁判所の命令として記録された和解は本条約の対象外となり、独立した調停で成立した和解は対象となります。

各締約国は、対象となる和解合意を自国の手続規則に従って執行しなければなりません。また、和解によってすでに解決された事項について相手方が訴えを提起した場合には、紛争当事者がその和解を抗弁として援用できるようにしなければなりません。和解に依拠する当事者は、署名済みの合意書と、それが調停の結果であることを示す証拠を提出する必要があります。たとえば調停人の署名や、調停を運営した機関による証明書です。本条約には仲裁地に相当する概念がありません。仲裁判断は仲裁地の法秩序に属しますが、調停による和解は、調停地の裁判所による事前の承認を経ることなく、救済が求められる国で直接執行されます。[5]

執行拒否事由は限定されており、3つの類型に分かれます。第1は和解の当事者に関するものです。第2は和解合意そのものの有効性と内容に関するものです。第3は調停の進め方、特に調停人が遵守すべき基準に関するものです。執行裁判所は、執行が公序に反する場合や、その国の法律上、対象事項が調停による解決になじまない場合には、職権で救済を拒否することもできます。[6]

締約国は第8条に基づき2つの留保を付すことができます。1つは、自国またはその政府機関が当事者となる和解を除外する留保です。もう1つは、和解の当事者が条約の適用に合意した場合にのみ条約を適用する留保で

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

す。ブラジル、ジョージア、イスラエル、日本、カザフスタン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ウズベキスタンなど、複数の締約国がそのいずれかまたは双方を利用しています。[7] 2つ目の留保により、これらの国では本条約がオプトイン方式の制度となります。したがって、日本やアラブ首長国連邦で執行する必要が生じうる和解合意には、シンガポール条約が適用される旨を明記しておくべきです。

締約国の広がり

本条約の普及は、推進者が期待したよりも緩やかです。2026年11月時点で、UNCITRALの締約状況一覧には25の締約国が掲載されていました。[8] そのうちモーリシャス、ウズベキスタン、アラブ首長国連邦の3か国については2027年に発効するため、2026年11月時点で条約が効力を有していたのは22か国でした。初期の締約国は、小国や湾岸、中央アジア、中南米の国々で、フィジー、カタール、サウジアラビア、ベラルーシ、エクアドル、ホンジュラス、ジョージア、トルコ、カザフスタンなどです。2023年の日本の加入により、シンガポール自身に次いで初めてアジアの主要経済国が加わりました。2025年にはイスラエル、バーレーン、パラグアイ、コスタリカ、ブラジル、キルギスが加わり、2026年にはコロンビア、オマーン、モーリシャス、ウズベキスタンが続きました。アラブ首長国連邦は2026年10月8日に加入し、2027年4月から効力を生じます。シンガポール国際紛争解決アカデミー（SIDRA）が法務省の支援を受けて運営する本条約の公式ウェブサイトによれば、署名国は60か国です。[9]

最大級の貿易経済圏は依然として参加していません。欧州連合、英国、スイス、インド、香港は締約国ではありません。米国と中国は2019年に署名しましたが、2026年11月時点で批准していませんでした。実務家にとってこれは、本条約が現時点で最も役立つのは、湾岸、中央アジア、中南米、日本の相手方との取引であることを意味します。中国、欧州、米国の当事者との紛争では、和解仲裁判断や、各プロトコルに基づいて記録された裁判所の命令のほうが、引き続き執行へのより確実な道となります。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

シンガポールにおける国内実施

シンガポールは、2020年調停に関するシンガポール条約法（Singapore Convention on Mediation Act 2020）によって本条約を国内で実施しました。同法により、当事者は条約の対象となる和解合意を裁判所の命令として記録するよう高等法院に申し立て、判決と同様に執行することができます。[10] 国内の調停による和解については、すでに2017年調停法（Mediation Act 2017）に同様の道がありました。同法により、指定された事業者が運営する調停の当事者は、その和解を裁判所の命令として記録するよう申し立てることができます。[11] この2つの法律はシンガポールで成立した和解に国内での直接的な執行の道を与え、本条約は国外での執行の道を与えています。

本条約は、毎年のイベントでも記念されています。2019年以来毎年シンガポールで開催されているシンガポール条約週間（Singapore Convention Week）には、2026年8月24日から28日まで、国際紛争解決の関係者が集まりました。2026年の開催期間中、投資紛争解決国際センター（ICSID）がシンガポール事務所を開設しました。[12] 第F部第V章で検討する世界銀行の投資紛争センターが拠点を置いたことで、国家と企業が紛争を解決するアジアの拠点であるというシンガポールの主張は一層強まっています。

注

1. Wikipedia, “Singapore Convention on Mediation”（2026年11月最終閲覧）：条文は2018年6月25日にUNCITRALが確定。2019年8月7日にシンガポールで署名開放され、初日に米国と中国を含む46か国が署名。カタールが2020年3月12日に3番目の批准書を寄託してから6か月後の2020年9月12日に発効。 ↩
2. UNCITRAL, “United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation (New York, 2018)”, uncitral.un.org

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

（2026年11月最終閲覧）：2018年12月20日に国連総会決議73/198により採択。2019年8月7日にシンガポールで署名開放。 ↩

3. UNCITRAL, “Status: United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation”, uncitral.un.org（2026年11月最終閲覧）：シンガポールとフィジーが2020年2月25日に、カタールが2020年3月12日に批准。3か国すべてについて2020年9月12日に発効。 ↩

4. UNCITRAL、条約ページ（uncitral.un.org）：第1条に基づく適用範囲は、商事紛争における調停の結果として成立した書面による和解合意に限定。ニューヨーク条約、2005年管轄合意条約、2019年判決条約との重複を避けるため、消費者、家族、相続、労働に関する事項および判決または仲裁判断として執行可能な和解合意を除外。第3条に基づく和解の執行および援用を認める義務。第4条に基づく署名済みの和解合意書と調停の結果であることの証拠の要件。 ↩

5. シンガポール条約に仲裁地または本国の要件がないことについては、Nadja Alexander and Shouyu Chong, *The Singapore Convention on Mediation: A Commentary*, Alphen aan den Rijn, Kluwer Law International, 2019参照。 ↩

6. UNCITRAL、条約ページ（uncitral.un.org）：第5条に基づく拒否事由は、当事者、和解合意、調停手続に関するものに分類される。公序を理由とする場合、または対象事項が調停による解決になじまない場合には、裁判所が職権で拒否できる。 ↩

7. UNCITRAL、条約ページおよび締約状況一覧（uncitral.un.org、2026年11月最終閲覧）：第8条に基づく留保は、国または政府機関が関わる和解に関するものと、当事者が合意した場合にのみ適用するものの2種類。第8条第1項(a)に対応する締約状況一覧の注(b)はベラルーシ、ブラジル、ジョージア、カザフスタン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦およびウズベキスタン。第8条第1項(b)に対応する注(c)はジョージア、イスラエル、日本、カザフスタン、キルギス、アラブ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

首長国連邦およびウズベキスタン。パキスタンは署名時に両方の宣言を行った。 ↩

8. UNCITRAL、締約状況一覧（uncitral.un.org、2026年11月最終閲覧）：25の締約国。バーレーン（2025年2月17日加入）、ブラジル（2025年8月6日批准、2026年2月6日発効）、コロンビア（2026年3月12日、2026年9月12日発効）、日本（2023年10月1日加入、2024年4月1日発効）、モーリシャス（2026年8月17日、2027年2月17日発効）、ナイジェリア、オマーン（2026年3月10日加入、2026年9月10日発効）、スリランカ、トルコ、アラブ首長国連邦（2026年10月8日加入、2027年4月8日発効）、ウルグアイおよびウズベキスタン（2026年8月28日加入、2027年2月28日発効）を含む。 ↩

9. 調停に関するシンガポール条約ウェブサイト（singaporeconvention.org、2026年11月最終閲覧）：署名国60、締約国25。同サイトはシンガポール経営大学のシンガポール国際紛争解決アカデミー（SIDRA）が法務省の支援を受けて運営。UNCITRAL締約状況一覧による参加日：イスラエル2025年1月8日、バーレーン2025年2月17日、パラグアイ2025年3月12日、コスタリカ2025年3月25日、ブラジル2025年8月6日、キルギス2025年12月1日、オマーン2026年3月10日、コロンビア2026年3月12日、モーリシャス2026年8月17日（2027年2月17日発効）、ウズベキスタン2026年8月28日（2027年2月28日発効）、アラブ首長国連邦2026年10月8日（2027年4月8日発効）。 ↩

10. Singapore Convention on Mediation Act 2020。2020年2月に議会で可決され、2020年9月12日に条約とともに施行。 ↩

11. Mediation Act 2017（シンガポール）。調停による和解合意の裁判所命令としての記録について。 ↩

12. SIMC, “A week in conversation – SIMC at SC Week 2026”, simc.com.sg、2026年9月15日：シンガポール条約週間は2026年8月24日から28日まで開催され、2026年8月26日にはエドウィン・トン大臣の出席の下で

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ICSIDシンガポール事務所が開設。singaporeconvention.org（2026年11月最終閲覧）：同週間は2019年以来シンガポールで開催。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com